

反対意見に対して多数意見が言及乃至反論を行っていない例

1. 昭和 63 年 6 月 1 日最高裁大法廷判決

基本的人権、特に精神的自由にかかる問題を考える場合には少数者の保護という視点に立つことが必要であり、少数者の潔癖感に基づく意見と見られるものであっても、宗教や良心の自由に対する侵犯は多数決をもってしても許されないという反対意見（昭和 52 年 7 月 13 日大法廷判決反対意見を引用）に対し、多数意見が明確に価値判断を述べていない例。

2. 平成元年 7 月 4 日最高裁第三小法廷判決

町による地元出身衆議院議員の大臣就任祝賀式典の挙行及びこれに伴う公金の支出は、社交儀礼の範囲を逸脱するものとして違法であるとする反対意見の指摘に対し、多数意見は、当該公金の支出は社交儀礼の範囲を逸脱しているとまでは断定することができず違法とはいえないとした原審の認定判断は、原判決の証拠関係に照らし、正当として是認できると述べるにとどまる例。

3. 平成 19 年 2 月 27 日最高裁第三小法廷判決

憲法第 19 条の「思想及び良心」の内容等について更に詳細な検討を加え、その結果を踏まえて上告人に対する戒告処分の適法性を再検討すべきとする反対意見の指摘（真に問題とされるべき思想及び良心は、公的機関が、参加者にその意思に反してでも一律に行動すべく強制することに対する否定的評価である可能性）に対し、多数意見が明確に言及していない例。

4. 平成 23 年 6 月 14 日第三小法廷判決

反対意見が、起立行為と齊唱行為を分けて考えるべきと指摘した上で、上記 1 の判例の反対意見を引用することに対し、多数意見が明確に言及していない例。

5. 昭和 51 年 4 月 14 日最高裁大法廷判決

投票価値の平等を図ることは、国会の権限と責任において解決すべきであるとする反対意見に対し、多数意見が明確に言及していない例。

6. 昭和 60 年 7 月 17 日最高裁大法廷判決

議員定数配分規定の改正は国会のみが果たし得る権能であり、裁判所として配分議員数や選挙区割につき直接その是正措置を講ずることは憲法の許すところではなく、違憲の議員定数配分規定により選挙が繰り返し行われ、裁判所がこれに対しその都度、事情判決的処理をもつて応対するということになれば、それは正に裁判所による違憲事実の追認という事態を招く結果となることであつて、裁判所の採るべき途ではないとする反対意見に対し、多数意見が明確に言及していない例。

7. 平成 17 年 9 月 14 日最高裁大法廷判決

公正、公平な選挙が実現されるよう、選挙制度の仕組みに関する様々な事柄を選択し、決定することは国会に課せられた責務であり、在外国民にどのような投票制度を用意するかは国会に与えられた裁量判断を濫用ないし逸脱するものではないとする反対意見に対し、多数意見が明確に言及していない例。

8. 昭和 62 年 4 月 22 日最高裁大法廷判決

経済的政策目的による規制措置は立法府の広範な裁量事項に属するものというべきであって、その立法措置は、甚だしく不合理であって、立法府の裁量権を逸脱したものであることが明白なものでなければ、これを違憲と断すべきではないとした上で、森林法 186 条は立法府の裁量の範囲を超えるものではないとした反対意見に対し、多数意見が明確に言及していない例。

9. 昭和 55 年 7 月 10 日最高裁第一小法廷判決

地方公務員である市立高等学校の教員に対する退職勧奨を違法とした原審の判断には法令の解釈適用の誤り等の違法があるとする反対意見の指摘に対し、多数意見は、原審の認定判断は原判決挙示の証拠関係に照らし是認しえないものではなく、その過程に所論の違法はないと述べるにとどまる例。

10. 平成 15 年 9 月 5 日最高裁第二小法廷判決

被勾留者と弁護人との間における信書の授受につき目的や範囲の正当性を考慮せず一律に検閲できるとする原判決は憲法第 34 条に由来する刑訴法第 39 条第 1 項の趣旨を損ない、被勾留者の発受する信書が弁護人等との間のものであるかどうか、その中に信書以外の物が含まれているかどうかの範囲を超えて拘置所長が信書を検閲することは特段の事情のない限り違法であるとする反対意見があるが、多数意見は在監者の信書の発受に関する制限を定めた監獄法及び同法施行規則は憲法に違反するものでないことは過去の大法廷判決の趣旨に従して明らかであり、原判決に所論の違法はないと述べるにとどまる例。

11. 昭和 42 年 9 月 19 日最高裁第三小法廷決定

反対意見は多数意見について売春防止法第 12 条の管理売春を不当に拡張解釈するもので刑罰法の大原則である罪刑法定主義違反を犯すことともなりかねないとするが、多数意見は被告人の所為を売春防止法第 12 条に該当するとした原判決の判断を正当と認めるにとどまる例。

12. 平成 14 年 11 月 22 日最高裁第二小法廷決定

文書非公開処分取消請求事件にかかる上告受理の申立てにおいて、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められるため上告審として受理すべきとする反対意見の指摘に対し、多数意見がなんら応答していない例。

13. 平成 17 年 12 月 21 日最高裁第三小法廷決定

労働安全衛生法違反被告事件について、原判決は、労働安全衛生法第 15 条第 1 項の「特

定元方事業者」の解釈適用について、判決に影響を及ぼすことの明らかな法令違反（法令の解釈適用の誤り）があり、これを破棄しなければ著しく正義に反すると認められるとする反対意見の指摘に対し、多数意見が明確に言及していない例。

14. 平成 19 年 9 月 18 日最高裁第三小法廷判決

反対意見が、多数意見による条例（広島市暴走族追放条例）の解釈には、条例制定過程に照らしても無理があること、本件は合憲限定解釈が許される事案ではないこと、を述べているのに対し、多数意見が明確に言及していない例。

15. 平成 2 年 2 月 1 日最高裁第一小法廷判決

多数意見が挙げる理由（本件登録制度の制定経緯、運用の実際等）は、日本刀を登録の対象とすることの合理的な理由にはなり得るとしても、外国刀剣を登録の対象から排除する積極的、合理的な理由にはなり得ないという反対意見の指摘に対し、多数意見が明確に言及していない例。

16. 平成 20 年 2 月 19 日最高裁第三小法廷判決

多数意見は過去の裁判例の趣旨（芸術性とわいせつ性の関係、性器の描写と全体のわいせつ性）に適合するものであるかどうか疑問であるとする反対意見に対し、多数意見が明確に言及していない例。

17. 昭和 48 年 4 月 4 日最高裁大法廷判決

法定刑をいかに定めるかは立法府の裁量に属する事項であり、実定法規を尊重することこそ、憲法の根本原則たる三権分立の趣旨にそるものというべく、裁判所がたやすくかかる事項に立ち入ることは、司法の謙抑の原則にもとるとする反対意見に対し、多数意見が明確に言及していない例。

18. 昭和 45 年 1 月 29 日最高裁第一小法廷判決

強制わいせつ罪の成立について、犯人の性欲を刺戟興奮・満足させるという性的意図を必要とする多数意見と、不要とする反対意見の対立があるが、多数意見がそのような性的意図を必要とする理由を述べていない例。

19. 平成 24 年 2 月 20 日最高裁第一小法廷判決

犯行時 18 歳に達した少年であった被告人が、その年齢の少年に比して、精神的・道徳的成熟度が相当程度に低く、幼いというべき状態であったことをうかがわせる証拠が本件記録上少なからず存在するところ、その精神的成熟度が 18 歳に達した少年としては相当程度に低いという事実が認定できるのであれば、そのことは「死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情」に該当し得るものと考えるとし、更に、精神的成熟度が相当程度低いという事実が認定できるのであれば、犯罪の計画性を含め行為の犯情等の様相が変わる可能性があるとする反対意見の指摘に対し、多数意見が明確に言及していない例。

20. 平成 20 年 2 月 20 日最高裁第一小法廷判決

多数意見が取り上げた酌量事情について、いずれも酌量すべき事情にはあたらぬとする評価を述べた上で極刑としなければ、著しく正義に反する、（他の死刑事件の刑の量定との比較において）著しく公平・均衡を失したとした反対意見に対し、多数意見からの有効な反駁がなされていない例。

21. 平成 21 年 4 月 14 日最高裁第三小法廷判決

多数意見が、被害者供述の信用性を全面的に肯定した原審の認定は不合理であるとしたことに対して、反対意見が、法律審である最高裁は徹底した事後審査であるべきで、重大な事実の誤認とは原判決の判断が不合理であると明らかに認められる場合に限るべきとした上で、原審の認定は不合理ではないとしたことに対し、多数意見からの反駁がなされていない例。

22. 平成 21 年 12 月 7 日最高裁第二小法廷決定

業務上過失致死被告事件について、砂浜での埋没事故発生の予見可能性を肯定した原判決は事実の認定に重大な誤りがあるので破棄すべきとする反対意見の指摘に対し、多数意見が明確に言及していない例。

注：以上は、平成 24 年 5 月末時点での調査結果である。

反対意見に対して多数意見が反論を行っている例

1. 昭和 54 年 12 月 25 日第三小法廷判決

関税定率法第 21 条第 3 項の規定による税關長の通知又は同条第 5 項の規定による税關長の決定及びその通知が抗告訴訟の対象となるかについて、当該通知等は輸入申告に関する手続過程中における中間的措置にすぎず、これにより当該貨物を適法に輸入することができないという最終的法律効果を生ずるものではないため、抗告訴訟の対象とはならないとする反対意見の指摘に対し、多数意見が当該反対意見を明示に適示した上で反論をしている例。

2. 平成 17 年 3 月 18 日第一小法廷決定

刑法第 26 条第 1 号の規定による刑の執行猶予言渡しの取消請求手続において、被請求人から即時抗告に関する権限の委任を受けているとする反対意見の指摘に対し、多数意見が当該反対意見を明示に適示した上で言及している例。

3. 平成 20 年 6 月 4 日大法廷判決

日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子に日本国籍を取得させることについて、①簡易帰化の制度が存する上に仮想認知の恐れがあり（3名の反対意見）、さらに、②裁判所が法律にない新たな国籍取得の要件を創設するものであって、法解釈として限界を超えており、国会の本来的な機能である立法作用を行うものとして許されない（計 5 名の反対意見）とする反対意見の指摘に対し、多数意見が反論をしている例。

注：以上は、平成 24 年 5 月末時点での調査結果である。

資料(3)

平成24年7月9日 第三小法廷決定

児童ポルノ法違反被告事件について、インターネット上に開設したウェブページにURL情報を単に情報として示した行為を児童ポルノ法第7条第4項の「公然と陳列した」に含まれると解することは、刑罰法規の解釈として罪刑法定主義の原則をあまりにも踏み外すもので許されるものではないことから、原判決の法令の解釈について刑訴法411条による職権判断を示さない多数意見には賛成することができず、また、破棄しなければ著しく正義に反するとする反対意見の指摘に対し、多数意見が明確に言及していない例。

(注) 本判決は平成25年5月に最高裁に
問題を指摘して以降のものである。

判例変更によって反対意見が多数意見になった例

1. 青写真判決

(1) 変更された判例

昭和41年2月23日大法廷判決

(2) 変更した判例

平成20年9月10日大法廷判決

(3) 多数意見となった反対意見の要旨

市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたる。

2. 第三者所有物没収事件

(1) 変更された判例

昭和35年10月19日大法廷判決

(2) 変更した判例

昭和37年11月28日大法廷判決

(3) 多数意見となった反対意見の要旨

旧関税法により第三者の所有物を没収することは、憲法第31条、第29条に違反する。

前項の場合、没収の言渡を受けた被告人は、たとえ第三者の所有物に関する場合であっても、これを違憲であるとして上告をすることができる。

3. 住民訴訟の上訴人

(1) 変更された判例

昭和58年4月1日第二小法廷判決

(2) 変更した判例

平成9年4月2日大法廷判決

(3) 多数意見となった反対意見の要旨

複数の住民が共同訴訟人として提起した住民訴訟は提訴後に共同訴訟人の数が減少してもその審判の範囲、審理の態様、判決の効力等にはなんら影響がない。自ら上訴しなかった共同訴訟人は上訴人にはならない。

4. 訴訟事件についてなされた調停に代わる裁判の合憲性

(1) 変更された判例

昭和31年10月31日大法廷判決

(2) 変更した判例

昭和35年7月6日大法廷判決

(3) 多数意見となった反対意見の要旨

純然たる訴訟事件についてなされた調停に代わる裁判は、憲法第82条、第32条に照らし違憲たるを免れない。

5. 地方公務員の争議行為

(1) 変更された判例

昭和 44 年 4 月 2 日大法廷判決

(2) 変更した判例

昭和 51 年 5 月 21 日大法廷判決

(3) 多数意見となった反対意見の要旨

「あおり」行為をその違法性の強弱によって区別し、特に違法性の強いものに対してのみ
刑事制裁を科すものであると解する余地は、法文上考えられないところである。

6. メリヤス編機事件

(1) 変更された判例

昭和 43 年 4 月 4 日第一小法廷判決

(2) 変更した判例

昭和 51 年 3 月 10 日大法廷判決

(3) 多数意見となった少数意見の要旨

特許（実用新案登録）無効の抗告審判で審理判断されなかった公知事実との対比における
特許無効原因を審決取消訴訟において主張することは、許されない。

注：以上は、平成 24 年 5 月末時点での調査結果である。